

全体財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……取得原価

取得原価が不明なもの……再調達原価

② 無形固定資産……原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、水道事業会計及び病院事業会計においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 4 年～15 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徹収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徹収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徹収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徹収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち本町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、全体会計においては、本町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計、病院事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

下水道特別会計及び農業集落排水特別会計について、令和6年度から地方公営企業法が適用されることに伴い、下水道事業会計へ引き継がれます。

3 偶発債務

該当事項はありません。

4 追加情報

(1) 全体会計団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計等	-	-
国民健康保険特別会計	公営事業会計	全部連結	-
介護保険特別会計	公営事業会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	公営事業会計	全部連結	-
下水道特別会計	公営企業会計(法非適)	全部連結	-
農業集落排水特別会計	公営企業会計(法非適)	全部連結	-
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

① 公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

すべての普通財産

イ 内訳

事業用資産	335,849 千円
建物	324,037 千円
工作物	11,813 千円
インフラ資産	1,177,824 千円
土地	1,177,824 千円

令和 6 年 3 月 31 日時点の貸借対照表における簿価を記載しています。